

【食物アレルギーマニュアルの検討事項について】

1 島田市の学校給食で提供しない食品について

【現行】

「そば・ピーナッツ・いくら・キウイフルーツ」の4品



【変更案】

「そば・ピーナッツ・いくら・キウイフルーツ・くるみ」の5品

2 改正事由

令和5年3月9日の食品表示基準の改正により、特定原材料（アレルギー表示が義務となる食品原材料）に準ずるものとして推奨表示であった「くるみ」が特定原材料となった。

くるみは、近年、木の実類の中でも即時型症例数、ショック症例数が増加していることなどから表示が義務付けられた。

現在、島田市においてもくるみのアレルギーを持つ児童生徒が増加している状況であり、現在、学校給食でくるみの提供をしていないが、安全性を担保するため島田市の学校給食において提供しないこととし、マニュアルに明記する。